

平成13年12月28日市長決裁
平成16年4月1日一部改正
平成18年3月15日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

札幌市公金保全対策会議設置要綱

1 目的

平成14年4月（決済性預金については平成17年4月）からペイオフが解禁されることに伴い、本市（公営企業を含む。）の資金管理方針や金融機関の経営状況等に基づく公金預金の適切な保全策について総合的に検討・審議するため、関係局長・部長等による標記会議を設ける。

2 審議内容

- (1) ペイオフ解禁を踏まえた資金管理方針の検討
- (2) 金融機関の経営状況等の把握
- (3) 事態別（平常時、緊急時）及び資金別（歳計現金等、制度融資預託金、基金）の公金保全策の検討、見直し及び保全措置状況の確認
- (4) 緊急時の保全策に基づく措置の選択及び発動の可否の検討

3 構成員

当会議は、下記の委員、特別委員及び臨時委員により構成する。

- (1) 委員
 - 会計室長・会計室次長、財政局長・財政部長、経済観光局長・産業振興部長
 - 水道事業管理者・総務部長、交通事業管理者・事業管理部長
- (2) 特別委員
 - 学識経験者から複数名委嘱することができるものとする。
- (3) 臨時委員
 - その他必要に応じて関係局部長を指名する。

4 会議

- (1) 議長
 - 会議に議長を置き、財政局長をもって充てる。
- (2) 会議
 - 会議は必要な都度議長が招集し、これを主宰する。なお、緊急時等速やかな対応が必要な場合は、別に定める。
- (3) ワーキング及び部会
 - 会議にワーキング及び部会を置くことができるものとする。
- (4) 庶務
 - 会議の庶務は、財政局において行う。

5 特別委員の任期・交替

特別委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は議長が定める。